

# 保全ニュース 九州

第19号 (2008年1月)

## 目次

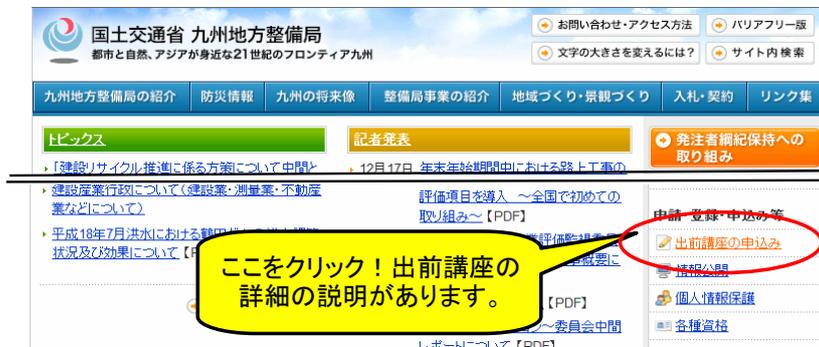
- 出前講座行っています。
- 外壁タイルの点検は行っていますか？
- B1MMS-Nの機能紹介 (その3)
- 保全業務支援システム2007データが確定しました
- 建物点検コーナー (その6)
- 営繕事務所だより (鹿児島営繕事務所)

# 出前講座行っています。

～九州地方整備局 営繕部～



九州地方整備局では、平成12年度より『出前講座』を実施しています。官庁営繕関係として、今年度9講座を開設し、皆様の日頃の疑問や興味のある分野でお役立ていただけるように取り組んでおります。下記ホームページにアクセスしてご活用いただければと思います。 <http://www.qsr.mlit.go.jp/index.html>



ここをクリック！出前講座の詳細の説明があります。

## ～出前講座とは～

九州地方整備局では、行政の透明性の向上と国民との対話を重視したコミュニケーション型国土行政の推進に向けた種々の取り組みのひとつとして、職員が直接、国土交通省の施策内容や地域の方向性等について話をさせていただくとともに、地域の各種ニーズや生の声を聞かせていただき、行政にも反映させていくために、実施しています。

## 官庁営繕関連の講座

講座名	講座内容	主な対象者	所属	対象地域
まちづくりと官庁施設	官庁施設を核としたまちづくりの事例紹介と「シビックコア地区の整備制度」について説明	全ての層に対応	営繕部	九州管内
営繕工事におけるコスト削減	コスト削減の実施事例等の紹介	全ての層に対応	営繕部	九州管内
公共建築における設計者選定	設計プロポーザル方式の進め方及び実践方式等について紹介	全ての層に対応	営繕部	九州管内
建築と環境問題	環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)等環境負荷低減に資する官庁施設について説明	高校生以上	営繕部	九州管内
建築物における保全	国の施設における建築物の保全について	全ての層に対応	営繕部	九州管内
営繕工事の検査	国土交通省の営繕工事検査等について	全ての層に対応	営繕部	九州管内
官庁営繕における総合評価落札方式の取り組み	評価項目・基準、技術提案の審査などの実施状況を紹介	全ての層に対応	営繕部	九州管内
建築工事の仕様書	国土交通省が監修している建築工事の仕様書について説明	全ての層に対応	本営繕	九州管内
建築工事の監理	国土交通省が監修している建築工事の仕様書について(工事監理に重点を置いた)説明	高校生以上	長崎営繕	長崎県・佐賀県

保全もあります。

## 外壁タイルの点検は行っていますか？

建物の法定点検の項目の中に、非構造部材で外装材の点検があります。外壁タイルも該当しますが、外壁タイルの浮きが発生すると重大な事故につながる可能性があります。点検のポイントは、き裂や浮き等の劣化及びはく落のおそれはないか、目視、打診で確認してください。

もし、落下の危険性が見つかった場合は、補修を行うまで、危険範囲に人や車が近寄らない処置が必要です。



# 2007データが確定

保全業務支援  
システム  
BIMMS-N

平成19年度保全実態調査にご協力いただき誠にありがとうございました。保全業務支援システム（BIMMS-N）に入力していただいた平成19年度調査データのチェック・集計が完了し、12月13日から保全業務支援システム上で平成19年度調査データによる評価・分析が可能になりました。

## 九州管内の評価・分析結果について

評点は改善。保全計画・記録は低い点数

「保全評価・分析機能」で、九州管内施設（宿舎を除く）の保全評点の状況を分析してみました。保全評点は、保全実態調査の結果と効果をわかりやすく知る方法として評点を作成し、その総評点をA（良好）、B（概ね良好）、C（要努力）、D（要改善）に分類し判定しています。判定結果は、図-1に示すとおり、CとDの割合が平成18年度から5%改善されました。評価項目別の評点平均は図-2に示すとおり、概ね各項目で昨年度から平均点が改善されています。しかし、保全計画・記録は、改善されましたが、引き続き改善努力が必要です。

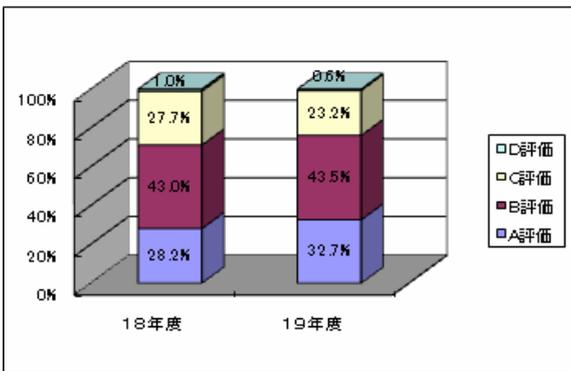


図-1 判定結果の分析(九州)

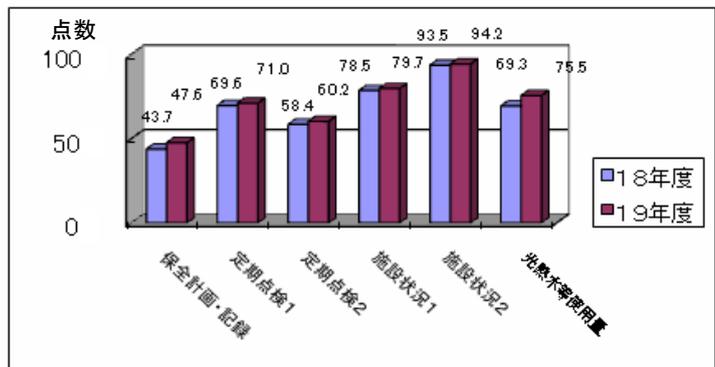


図-2 評価項目別の評点平均(九州)

定期点検1(建築・設備機器): 建物の構造や浄化槽の点検など  
定期点検2(衛生・環境) 排水設備の清掃や空気調和設備の浮遊粉塵量など

※保全の評点の算出方法は、「国家機関の建築物等の保全の現況」(H19.3国土交通省大臣官房官庁営繕部)の13ページをご参照ください。国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/14/140522.html>)でダウンロードできます。

## あなたの施設を自己診断、省エネ等に活用を



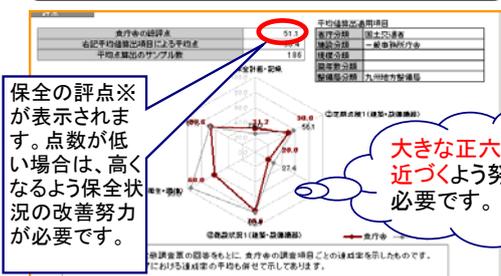
保全業務支援システムより  
ログインして確認を

保全業務支援システムにログインのうえ、「保全実態調査情報管理」の「保全実態調査評価・分析機能」で、「2007」年度で施設を検索すると、平成19年度の保全実態調査結果の評価・分析ができます。是非、保全状況診断書、ベンチマーク分析シートで自らの施設の自己評価を行い、保全状況の改善やエネルギー使用量の改善にお役立てください。

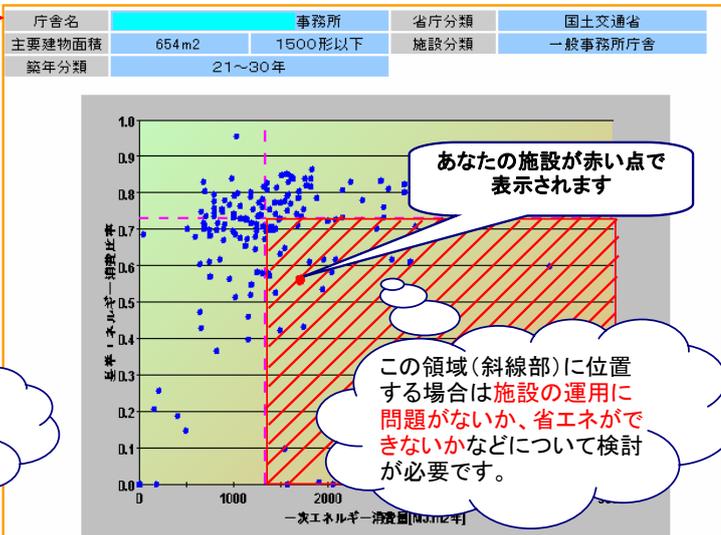
### 「保全実態調査評価・分析機能」で



### あなたの施設の保全状況診断書が出力されます



### あなたの施設のエネルギー使用量がベンチマーク分析シートで確認できます

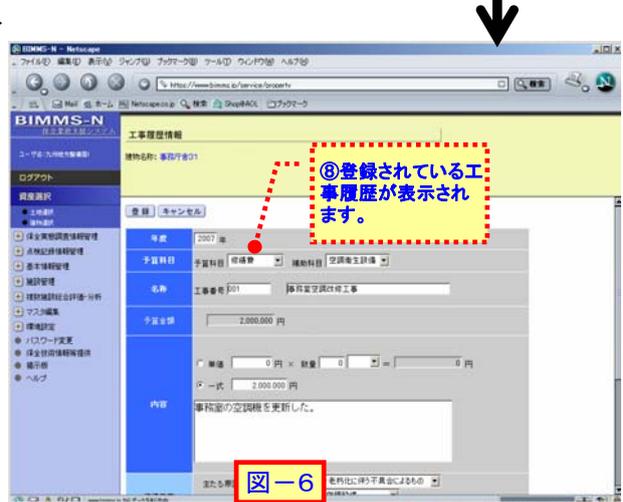
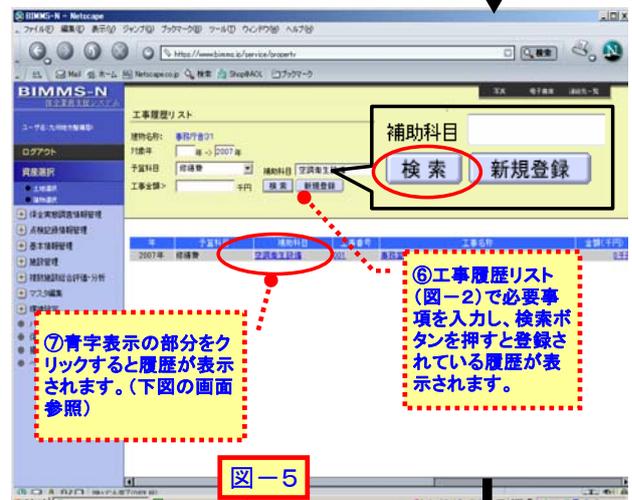
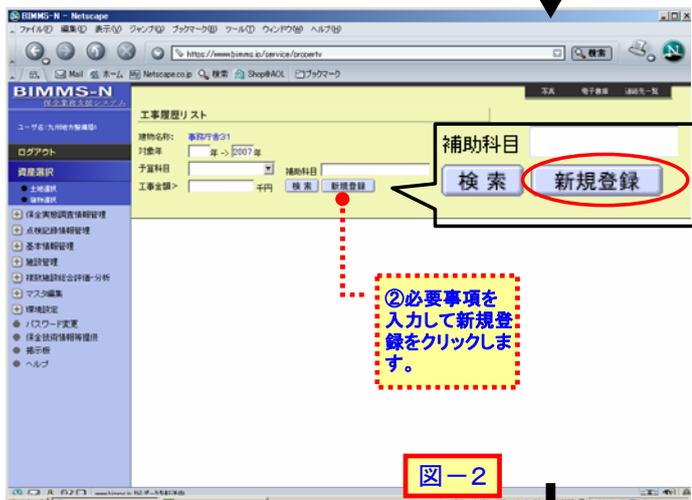
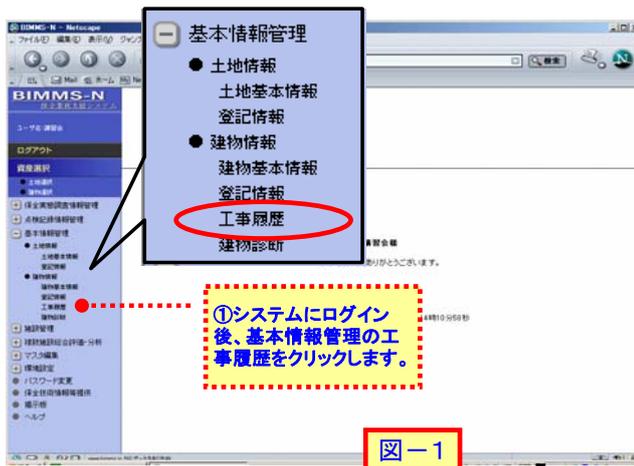


# BIMMS-Nの機能紹介 その3

## 工事履歴

保全業務支援システムには、いろいろな機能があります。今回は、〈工事履歴〉機能について説明します。

工事履歴は、施設を管理していく上で重要な情報です。例えば、改修や修繕の予算要求をする際に以前に同様な工事内容の履歴があれば、参考にすることができますし、施設管理者が異動しても、記録を確認できますので、計画的な改修に役立たせることができます。このようにBIMMS-Nの工事履歴情報を有意義に活用して適切な施設の維持・保全にお役立て下さい。





# 建物点検コーナー

(その6)



建築基準法及び官公庁施設の法定点検をはじめとした建物の点検について、シリーズでお知らせしています。本号は、住宅用火災警報器（火災報知器や住警器とも呼ばれます）をクローズアップして解説します。

## 火災報知器



クローズアップ

◆適切な保全のために

### ◆火災時に音などで警告

- ・火災による煙や熱を早期に感知して、警報ベルなど音や光などで知らせる設備です。
- ・消防法の改正（平成18年6月施行）により、一般住宅に設置が義務づけられました。既存住宅については、市町村によって違い2年から5年の猶予期間が設けられています。



煙式住宅用火災警報器

寝室等に**義務**



台所等に**推奨**  
熱式住宅用火災警報器

### ・もしも汚れてしまったら

- ・中性洗剤を浸して固く絞った布で軽く拭きましょう。
- ・シンナーなどは決して使用しないように注意しましょう。

### ・作動確認は定期的に

- ・ひもを引く、ボタンを押すなどの作動確認できるものは一ヶ月に一度を目安に作動確認をしましょう。どちらもない場合には線香の煙などで試験が可能です。

### ・電源を把握しましょう

- ・乾電池タイプのものとはコンセントに接続するものがあります。
- ・乾電池タイプの場合は電池の交換を忘れないようにしましょう。

### ・故障かなと思ったら

- ・電池の寿命、電池ホルダのさびが疑われます。確認しましょう。
- ・住警器本体の故障も考えられますので、取扱説明書の確認や販売店あるいはメーカーにご相談下さい。

### ・交換期限に注意しましょう

- ・おおむね十年が交換の目安です。取扱説明書や機器の表示で確認できますので、忘れずに交換しましょう。

## ～営繕事務所だより(7)～ 鹿児島営繕事務所



《地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所（長崎、熊本、鹿児島）からの情報を紹介しています。今回は「鹿児島営繕事務所」です。》

新年、あけましておめでとうございます。暖房のシーズンであり、各官署においても「地球温暖化防止対策」に寄与するため、いろいろと工夫されていると思いますが、誰でも簡単にできる取り組みをしましょう。

【灯油代も上がって大変です！！また年末忙しくて、大掃除が出来なかった方も参考にしてください。】

- ・暖房時の室内温度は、19℃を目安に設定しましょう。（ウオームビズの工夫をしましょう。）
- ・照明器具上部の反射板を清掃しましょう。（約10%の照度UPとなります。御家庭でも、カバー照明等の清掃を行いましょう。）
- ・空調機のフィルターの清掃や交換を行いましょう。（エネルギー効率が良くなります。）
- ・室内の温度検出器のそばには、コピー機など発熱機がないか確認しましょう。（正しい温度を、検出できなくなります。）



清掃で照度10%UP！



平成20年が始まりましたが、青い空・青い海を未来の子供達に伝えるため、職場や家庭で身近にできる『地球温暖化防止』に取り組ましましょう。また、営繕事務所では、「建物実態調査、保全指導等」の現地調査を今後行いますので、該当する各官署については、ご協力よろしくお願ひします。管理されている施設について、ご相談したい事やお困り事がありましたら、お気軽に下記までご相談下さい。

【相談窓口】九州地方整備局 鹿児島営繕事務所 技術課  
TEL/FAX : 099-222-5188/099-222-5189  
Eメールアドレス : kaei@qsr.mlit.go.jp

事務局  
九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
TEL 092-476-3539  
FAX 092-476-3488  
Eメールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251  
〒852-8024 長崎市花園町26-11  
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200  
〒862-0971 熊本市大江3-1-53  
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188  
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21